戸田市告示第４３７号

令和８年７月２７日付け、戸田市告示第３２４号にて告示した令和８年度戸田市一般廃棄物処理実施計画について、変更が生じたため、次のとおり告示する。

令和８年１１月９日

戸田市長　　菅原　文仁

記

目次中、「８．一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項・・・Ｐ５」の次に、「９．非常災害時における一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項並びに一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項に関する施策に関する事項・・・Ｐ６」を加え、「９．その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項・・・Ｐ６」を「10．その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項・・・Ｐ７」に改める。

記７の表題中「もの」を「者」に改める。

記８の次に次の記を加える。

９．非常災害時における一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項並びに一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項に関する施策に関する事項

(1) 基本的な考え方

地震、風水害等の非常災害時に発生する災害廃棄物の処理は、生活環境の保全及び迅速な復旧・復興を図る上で極めて重要である。このため、本市では「戸田市災害廃棄物処理計画」に基づき、非常災害時における一般廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進する。

(2) 災害廃棄物処理の実施体制と連携

①市は、組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡、協力・支援体制の構築、災害廃棄物の発生量・必要処理能力の推計、仮置場の確保等、災害廃棄物処理に係る主体として適切な措置を講ずる。

②蕨戸田衛生センター組合との緊密な連携のもと、当該組合施設における災害廃棄物の受入体制や処理能力を踏まえた適切な搬入・処理計画を講じる。

③蕨戸田衛生センター組合をはじめ、埼玉県、近隣自治体、関係行政機関、一般廃棄物処理業許可業者、資源化事業者等との緊密な連携を図り、処理体制の確保に努める。

(3) 仮置場の確保と適正な分別・排出

①災害発生時に大量に発生する災害廃棄物については、二次災害の防止や円滑な処理を目的として、あらかじめ定めた手順に基づき設置される仮置場へ適切に搬入・保管する。

②市民及び事業者は、非常災害時においても、市が指定する分別区分や排出方法に協力し、適正な排出に努めるものとする。

③被災状況や避難所の開設状況に応じたごみの分別ルールおよび排出方法を、市民に対して速やかに周知する体制を整える。

(4) 広域処理の推進

災害廃棄物の発生量が本市の処理施設の処理能力を著しく超える場合、又は自力処理が困難な場合には、埼玉県や他自治体、民間事業者等との広域的な連携による処理を速やかに検討・実施する。

(5) 災害廃棄物処理の再委託及び再々委託の活用

非常災害時において、処理体制の確保のために必要があるときは、法令の定める基準に従い、再委託及び再々委託を活用し 非常災害廃棄物の処理を実施することができる。当該委託の対象者は、災害支援協定の締結先及びその構成員その他市が処理を担うことが出来ると見込む処理業者とする。

記９の表題中「９」を「10」に改める。

以上

一般廃棄物処理実施計画

目　　次

1. 目的　・・・P1
2. 計画期間　・・・P1
3. 計画区域　・・・P1
4. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み　・・・P2
5. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項　・・・P4
6. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分　・・・P4
7. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項　・・・P4
8. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項　・・・P6
9. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項　・・・P6

1. 目的

戸田市一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、単年度ごとの一般廃棄物処理事業の計画を定めるものである。

2. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 計画区域

戸田市全域

4. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1)発生量及び収集運搬計画

区分	分別区分	発生量(t)	収集日数	収集方法	収集回数	排出方法	搬入先
もやすごみ	①もやすごみ	18,819	308	集積所	週2回	袋	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
不燃物等	②不燃物等	520	308	集積所	週1回	ｺﾝﾃﾅ	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
粗大ごみ	③粗大ごみ	1,043	308	戸　別	随 時	そのまま	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
ガラスビン類	④生ビン	795	308	集積所	週1回	ｺﾝﾃﾅ	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
	⑤雑ビン					ｺﾝﾃﾅ	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
金属缶類	⑥カン・金属類	520	308	集積所	週1回	ｺﾝﾃﾅ	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
	⑦スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ					ｺﾝﾃﾅ	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
紙類	⑧新聞・チラシ	2,722	308	集積所	週1回	ひも	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
	⑨段ボール					ひも	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
	⑩雑誌・本・ノート					ひも	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
	⑪紙パック					ひも	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
	⑫紙シュレッダー					袋	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
布類	⑬布類	557	308	集積所	週1回	袋	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
ペットボトル	⑭ペットボトル	772	308	集積所	週1回	ｺﾝﾃﾅ	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
プラマーク容器包装	⑮プラマーク容器包装	1,120	308	集積所	週1回	袋	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
雑紙	⑯雑紙	365	308	集積所	週1回	ひも・袋	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
小型家電	⑰小型家電	425	308	集積所	週1回	袋	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
廃蛍光管	⑱体温計・血圧計・蛍光管	3	308	集積所	週1回	袋	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
乾電池	⑲乾電池・ボタン電池・ライター	21	308	集積所	週1回	袋	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
	⑳充電池					袋	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
バッテリー	㉑消火器・バッテリー	2	308	集積所	週1回	そのまま	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
消火器		3	308	集積所	週1回	そのまま	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
不法投棄	－	17	308	巡　回	随 時	―	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
事業系ごみ(可燃)	－	14,473	―	許可業者	―	指定袋(ﾋﾟﾝｸ色)	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
合計	－	42,177					

区分	発生量(t)	収集日数	収集方法	収集回数	排出方法	搬入先
生し尿	163	―	巡　回	月2回	―	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
浄化槽汚泥	3,887	―	許可業者	―	―	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
合計	4,050					

区分	発生量(体)	収集日数	収集方法	収集回数	排出方法	搬入先
動物死体	520	―	持参/ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	随 時	箱等	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ

(2) 中間処理計画

区分(ごみ)	焼却処理(t)	破砕後焼却(t)	資源化処理(t)	処理施設
もやすごみ	18,819		137	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
事業系ごみ(可燃)	14,473			蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
不燃物等		1,545	314	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
粗大ごみ				蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
ガラスビン類			795	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
金属缶類			520	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
紙類			2,722	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
布類			557	戸田ﾘｻｲｸﾙ事業協同組合
ペットボトル			772	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
プラマーク容器包装			1,120	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
雑紙			367	ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ
小型家電			425	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
廃蛍光管			3	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
乾電池			21	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
バッテリー			2	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
消火器			3	蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ
合計	33,292	1,545	7,758	42,595

※破砕処理後焼却処理分と資源化処理分に分かれる

区分(ごみ)	焼却処理(t)	破砕処理(t)	資源化処理(t)	処理施設
し尿し渣	198			蕨戸田衛生ｾﾝﾀｰ

(3) 最終処分計画

区分	委託先	処分量(t)
固化灰	㈱ウィズウェイストジャパン（福島県小野町・青森県三戸町）	1,350
固化灰	ジークライト㈱（山形県米沢市）	1,450
固化灰	ツネイシカムテックス㈱(埼玉県寄居町)【再資源化】	600
固化灰	新日本電工㈱(茨城県鹿嶋市)【再資源化】	400
焼却残渣	ツネイシカムテックス㈱(埼玉県寄居町)【再資源化】	700
焼却残渣	㈱築館クリーンセンター（宮城県栗原市）【再資源化】	1,100
合計		5,600

5. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 広報・普及活動

ごみの減量・リサイクル等のごみ処理全般に対する意識の高揚を図るため、市民及び事業者への広報・普及啓発活動を行う。

(2) 発生・排出抑制の方法

可燃ごみの減量化

・家庭ごみ 20 分別の徹底

・生ごみ堆肥化の推進

・生ごみ処理機器の普及

事業系廃棄物に係る市外からの流入対策

・事業者に対する指定袋（ピンク色半透明）の使用徹底

・一般廃棄物処理業新規許可の凍結

6. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

市長が分別して収集するものとした一般廃棄物は、4 の収集運搬計画における分別区分とする。

7. 一般廃棄物の処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

(1) 市が収集する家庭系廃棄物の排出に関すること

①家庭系廃棄物は、指定された方法により、指定された日時に最寄りの、または利用者同士の取り決めで定めたステーション等排出場所に排出し、それまでは家庭内で保管すること。前記のほか、使用済み小型家電については、随時市内１２カ所に設置してある回収ボックスに排出することができる。

②家庭系一般廃棄物は、再生利用等により排出の抑制に努めること。

③集積所等排出場所は、清掃する等清潔に保つこと。

(2) 家庭系廃棄物の排出方法に関すること

①植木、枝、木片等は、太さ 5 センチメートル未満、長さ 40 センチメートル未満に切断し、ひも等で結束して排出すること。

②新聞、雑誌、段ボール、紙パック等は、紙ひも等で結束して排出すること。

③雑紙は、ひもで結束か紙袋、若しくは透明又は白色半透明の袋に入れ排出すること。

④びん、かん、ペットボトル、家庭用消火器、バッテリー、不燃物等は、市長の指定するコンテナに排出すること。

⑤①以外のもやすごみ、布類、プラマーク容器包装、体温計・血圧計・蛍光管、乾電池・ボ

タン電池・ライター、シュレッダーごみは、透明又は白色半透明の袋に入れ排出すること。
⑥小型家電製品は、透明袋に入れ、市長の指定するコンテナに排出すること。前記のほか、市内１２カ所に設置してある回収ボックスに排出することができる。
⑦二次電池（リチウムイオン・ニッケル水素・ニカド）は、絶縁して、透明袋に入れ、市長の指定するコンテナに排出すること。
⑧スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベは、中身を使い切り、市長の指定するコンテナに排出すること。
⑨自動着火式器具類は、着火の危険の無いよう乾電池を抜き取り排出すること。
⑩石油ストーブ類は、引火の危険の無いよう灯油を抜き取り排出すること。
⑪粗大ごみは、市へ事前の申し込み（電話申込み又はＬＩＮＥ申請）による戸別回収とし、指定された日時及び場所に市が定めた粗大ごみ収集券を貼り付け、排出すること。なお、ＬＩＮＥ申請については、収集券の貼付は行わず、市が別途定める方法によること。
⑫特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定される品目は、当該物を取り扱っている小売業者等又は許可業者に引き取ってもらい適正に処理すること。
⑬資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に規定される品目は、各メーカー等に引き取ってもらい適正に処理すること。

(3) 動物死体の排出に関すること
①犬、猫等動物の死体は、袋又は箱等に入れ排出すること。
②犬、猫等動物の死体は、集積所等の排出場所に排出しないこと。

(4) 事業系廃棄物の排出に関すること
①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
②事業者は、再生利用等により廃棄物の排出の抑制に努めること。
③事業系廃棄物は、家庭系廃棄物の排出場所に排出しないこと。
④事業系廃棄物は、ピンク色半透明（市の指定による）の袋に入れ事業所名を明記のうえ搬出すること。

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること
①し尿及び浄化槽汚泥の処理は、許可業者に委託して処理を行うこと。
②汲み取る際に悪影響を及ぼすものを流入させないこと。

(6) 処理除外物
戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第7号）第15条に規定される以下の物は市が行う処理の対象とはしない。
①有害性のある物
②危険性のある物
③引火性のある物
④著しく悪臭を発する物
⑤特別管理一般廃棄物
⑥特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定される品目
⑦資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に規定される品目
⑧上記に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

8. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

①施設名　　蕨戸田衛生センター・リサイクルプラザ
②所在地　　埼玉県戸田市美女木北１丁目８番地の１
③施設概要　以下のとおり

施　設　名	処 理 能 力	処 理 方 法	備　　考
蕨戸田衛生センター	90ｔ/日×3炉	焼　却　処　理	流動床炉方式
	30ｔ/日	破　砕　処　理	
	40kl/日	前 脱 水 処 理	し尿処理施設
リサイクルプラザ	62.5ｔ/日	分別及び中間処理	

9. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1)家庭系廃棄物の排出時間について
市で収集する家庭系廃棄物は、指定の場所に収集日当日の朝８時までに排出すること。

(2)環境衛生推進協議会の設置
①名称　戸田市環境衛生推進協議会
②目的　市当局との協力連絡を緊密にし、地区組織活動を通じて環境衛生の推進を図り、もって市民の健康で快適な生活が営まれることを目的とする。
③事業　・健康の維持と増進に関すること
・伝染症の予防に関すること
・環境整備に関すること
・廃棄物の処理及び資源再利用に関すること
・ごみ集積所の開設・移動・廃止に関すること
・その他環境衛生の推進に必要なこと

(3) 一般廃棄物処理業許可業者一覧

No.	名称	処理区分	本店所在地
1	㈲淡路清掃社	ごみ	戸田市下前１丁目４番５号
2	㈲稲垣商事	ごみ	戸田市美女木４丁目15番地の９
3	㈱クリーンシティー	ごみ	蕨市錦町１丁目11番３号
4	㈲コスモ・サン二十一	ごみ	さいたま市桜区田島５丁目９番８号
5	宇佐見産業㈱	ごみ	東京都板橋区坂下１丁目22番17号

6	エルエス工業㈱	実験動物死体	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 2 番 8-503 号
7	㈱誠進クリーン	ごみ	戸田市喜沢 2 丁目 9 番地の 63
8	㈲太盛	ごみ	さいたま市大宮区櫛引町 1 丁目 400 番地 2
9	戸田環境整備事業協同組合	ごみ・し尿	戸田市美女木北 1 丁目 9 番地の 6
10	戸田リサイクル事業協同組合	ごみ	戸田市下戸田 2 丁目 20 番 13 号
11	㈲西田商店	ごみ	戸田市美女木 2 丁目 29 番地の 5
12	エスシーエス㈱	ごみ	草加市青柳 2 丁目 19 番 10 号
13	太誠産業㈱	ごみ	東京都豊島区南池袋 3 丁目 14 番 11 号中町ﾋﾞﾙ
14	㈱大東	ごみ	戸田市川岸 2 丁目 3 番 1-305 号
15	日本環境マネジメント㈱	ごみ	さいたま市浦和区仲町 1 丁目 12 番 1 号
16	㈲ハギワラ	ごみ	戸田市美女木 2 丁目 23 番地の 5
17	㈲蕨清掃運輸社	ごみ	蕨市錦町 1 丁目 16 番 10 号
18	戸田衛生㈱	ごみ	戸田市美女木 1 丁目 19 番地の 5
19	エコロジーク㈱	ごみ	川口市木曽呂 738 番地 1

(4) 浄化槽清掃業許可業者一覧

No.	名称	本店所在地
1	㈲淡路清掃社	戸田市下前 1 丁目 4 番 5 号
2	宇佐見産業㈱	東京都板橋区坂下 1 丁目 22 番 17 号
3	戸田環境整備事業協同組合	戸田市美女木北 1 丁目 9 番地の 6
4	エスシーエス㈱	草加市青柳 2 丁目 19 番 10 号
5	㈲蕨清掃運輸社	蕨市錦町 1 丁目 16 番 10 号